

熊本県鳥獣保護センターあり方検討業務委託に係る企画提案書選定要領

1 目的

この要領は、県鳥獣保護センターあり方検討業務委託における契約候補者選定のための企画提案審査方法について定める。

2 審査方法

(1) 審査員

審査員は次に掲げる機関に所属する職員とする。

- ・熊本県自然保護課 3名

(2) 審査の項目及び配点

審査項目、項目別配点は下記審査基準のとおりとする。

(3) 審査方法

各審査員は、提出された企画提案書について、下記審査基準に基づき、総合的に審査し、評価する。

(4) 選定方法

①各審査員の審査結果を集計し、最も合計点が高い事業者を委託候補者として選定する。

②複数の同得点者が生じた場合は、各審査員の協議によって順位を決定する。

③審査員の持ち点（60点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査員の得点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。

なお、提案者が1者のみで、最低基準点に満たず選外となった場合は、仕様の内容を見直し、必要に応じて再度公募を実施するものとする。

4 審査・選定方法

＜審査基準＞

分類	内 容	配点
1 企画内容	① 委託業務の内容や事業目的を理解しているか。 また、業務内容に係る現状や他自治体の状況等を的確に把握し、それを踏まえた提案になっているか。	20点
	② 業務スケジュールは計画的で、委託期間内の確実な完了が見込まれるか。	5点
2 業務遂行能力	① 自ら必要な情報等を見極め収集する情報収集能力、課題等を把握し、掘り下げていく分析能力があるか。	20点
	② 円滑かつ効果的な業務実施のための調査等体制が十分であり、委託者と密接な連携を取りつつ業務を実施することが可能であると認められるか。	5点
3 積算	① 効率的で妥当と認められる経費が見積もられているか。	4点

4 事業者取組に関する事項	①「熊本県ブライト企業」の認定	① 熊本県ブライト企業の認定を受けていること	6点
	② 障害者就労施設等の製品等の調達実績	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること	
	③ 省エネルギー、エネルギー・シフト等の推進（事業活動温暖化計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等）	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者の義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等を受けていること ※再エネ100宣言 REAction の参加については、6（2）評価基準日の前月までを対象とする。	
	④ 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があること	④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があること	
	⑤ 熊本県SDGs登録制度の登録	⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること	
	⑥ パートナーシップ協定	⑦ パートナーシップ協定構築宣言の宣言文	